

(様式3)

認証かごしま材の家・基準確認チェックシート

私は、以下の内容のとおり、認証かごしま材の家・建設基準に適合していることを確認しました。

(確認者) ・かごしま材取扱店認証番号
・かごしま材取扱店・代表者名

印

住宅の概要	建築主		延べ面積	m ²
	建設地		構造	

基準項目	基準内容	確認欄	
認証かごしま材の家・建設基準	かごしま材取扱店の設計又は施工 (取扱店等)	設計者・工事監理者または、施工者のいずれかが、かごしま材取扱店認証委員会が認証した者である。 ----- 在来工法の木造住宅である。	
	柱等の木材について (認証かごしま材の使用)	認証かごしま材の使用量が次のいずれかに該当している。 (1) 柱・半柱・間柱の構造材が、当該部材の体積比で80%以上 (2) 構造材が、住宅の延べ面積に0.023m ³ /m ² を乗じて得た数値以上 (3) 造作材、下地材及びフロリングの合計面積が16m ² 以上 (4) 上記(1)、(2)のいずれかにおける認証かごしま材の実使用比と(3)における同材の実使用比の数値の合計が1以上	(1) (2) (3) (4)
	柱の太さについて (柱の小径)	隅柱及び通柱の小径は、12センチメートル角以上とする。	
	基礎の構造 (基礎)	基礎は一体の鉄筋コンクリート造の布基礎又はべた基礎とし、地面からその上端までの高さは40センチメートル以上とする。	
	小屋裏の換気 (小屋裏)	小屋裏の壁で外気に面するもの又は軒裏には換気上有効な位置に2以上の換気口を設ける。 ----- 換気口の有効面積の天井面の面積に対する割合は、300分の1以上とする。	
		床下の換気 (床下)	外壁の床下部分には壁の長さ4メートル以下ごとに有効面積300平方センチメートル以上の換気口を設ける。 ----- 床下はコンクリート、防湿フィルムその他これらに類する材料で覆う。

適用地域：鹿児島県全域

基準に適合する場合は確認欄に「 」を記入してください。